

第52回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務委託仕様書

1 業務名称

第52回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務

2 履行期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

3 業務内容

(1) シンボル・ロゴマークの作成

作成については、次の事項を取り入れたものとする。

また、委託者が指名したファイル形式に加工したシンボル・ロゴマークのデータを納品すること。

ア 消防救助の技術の高さ、消防救助隊員の逞しさや強靭さ、優しさをアピールできること。

イ 千葉の歴史・文化・自然などの要素を取り入れ、千葉らしさを表現すること。

ウ 委託者が提示するスローガンのイメージを取り入れたもの

エ 大会名・スローガンを組み合わせた一般市民への親しみやすさを意識したものとする。

(2) 記念品の製作及び販売

ア シンボル・ロゴマークを使用した記念品の企画、製作、宣伝及び販売を行うこと。なお、大会のイメージに沿う記念品であれば、シンボル・ロゴマークの使用は必須とはしない。

また、記念品の種類やデザイン、品質、販売予定価格については、委託者と協議すること。

イ 千葉にゆかりのあるものを活用した記念品の企画、製作、宣伝及び販売を行うこと。なお、ゆかりのあるものの活用に当たっては、委託者と協議すること。

ウ 記念品の販売期間、販売方法等の詳細は、委託者と協議すること。

エ ア～ウにかかわらず、受託者において製作・販売する予定のない記念品の製作については、双方で協議の上、委託者自ら又は第三者をして製作することができるものとする。

(3) 大会の支援

大会の準備及び運営に要する経費の助成や物資支援、運営に関する支援等を行うこと。

4 著作権

- (1) 受託者は、シンボル・ロゴマークが第三者の著作権を侵害しないことを保証するものとする。
- (2) シンボル・ロゴマークの著作権は、委託者及び一般財団法人全国消防協会に帰属するものとする。
- (3) 委託者は、シンボル・ロゴマークを加工及び二次利用できるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (4) 第三者からシンボル・ロゴマークに関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

5 実施に関する条件

- (1) 本業務に関する経費は、受託者の負担とする。
- (2) 業務の方針、内容及びスケジュール等について、委託者と協議を行った際は、その都度内容を受託者が記録し、相互に確認すること。
- (3) 本大会が荒天及び大規模災害等により中止となった場合であっても、大会の支援等について、委託者に負担が生じないようにすること。
ただし、中止時期等を勘案するものとし、詳細については、双方の協議によるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、双方が協議して定めるものとする。

6 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部若しくは一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部であって、本業務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、上記ただし書の規定により本業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者に対して書面で再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、住所、委託する業務の範囲、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、上記（1）、（2）の規定により本業務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に関する全ての行為について責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施により知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

8 担当

第52回全国消防救助技術大会等実行委員会事務局 吉野
(千葉県消防局総務部総務課内)

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉県消防局庁舎5階
電話 043-202-1809 FAX 043-202-1614